

平成 30 年 1 月 12 日

関係各位

公益社団法人 京都府私立幼稚園連盟

理事長 川名 マミ

「新しい政策パッケージ」に対する意見書

～幼児教育・保育の無償化について～

昨年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい政策パッケージ」において幼児教育・保育の無償化の実現が明記されました。幼児教育の無償化は全国の私立幼稚園関係者が保護者と共に永年に渡り訴え続けてきた要望事項であり、今回の決定に寄与された全ての関係各位に深謝する次第です。

私たち私立幼稚園は保育ニーズが高まることを決して一方的に否定する考えではありません。むしろ変動する社会が求める待機児童対策等の役割を果たすことは公的機関として当然の責務と考え、長期休業期間中の預かり保育や未就園児の子育ての支援等に積極的に取り組んでいます。女性が働くことを支援する機能は、幼稚園にも必要であるという認識ですし、幼稚園も保育ニーズに応えるべきであると考えています。

しかし大変残念ながら今回の無償化の内容は、従来私たちが目指してきたものとは大きく異なるばかりか、各地域や各家庭そして、幼稚園・保育所・認定こども園等といった子育て、子育て等の現場や現代社会が抱える諸問題に全く応えていないものであることを感じざるを得ません。

このことは結果として、今この時代をまさに子どもとして生きている乳幼児が、自らの子ども時代を豊かな環境で過ごせないまま成長してしまうことに陥ってしまいます。人生のスタートである乳幼児期をどのような環境で過ごすかが、その人の生涯はもちろん、国家の行く末にとっても極めて重要であり、このことは J.ヘッグマンをはじめとする研究者の知見等からも明らかです。

今を大人として生きる私たちは全力で叡智を持ち寄り行動しなくてはなりません。しかし今回の超長時間保育の無償化がこのまま進めば、一億総活躍社会の未来を切り開くどころか、大変残念ながら日本の未来に取り返しのつかない事態が生じることは避けられません。

子育てに要する各家庭の経済的負担が軽減されること自体は歓迎されることです。しかし、真の人づくり改革とは、質の高い教育・保育環境と、社会全体で子どもを育むという子育て文化の醸成の両輪があって初めて実現できるのではないのでしょうか。

母親の就労支援は社会の喫緊の課題です。しかしながら、だからと言って労働施策の視点ばかりから子育て世帯をサポートするのではなく、幼い子ども達が質の高い豊かな環境で子ども時代を過ごすこと、親と子の間を行き交う目には見えない力が循環しながら、親が我が子としっかり向き合い日々を過ごすことで、子どもは社会的な相続を引き継いで、この国の未来を希

望ある総活躍社会に創造できるのです。これらの視点から今回の無償化を見通した時、我が国の将来に取り返しのつかない事態を産み出す極めて危険な制度であると言わざるを得ません。

先生におかれましては、本意見書の内容を是非ともご理解頂き、関係機関においてご協議頂き、子ども達にとってこれからも日本が希望に満ち輝き続けられる社会であるようにご尽力いただければ幸甚に存じます。何卒よろしくお願い致します。

幼児教育・保育の無償化の問題点と提案を以下の通り示します。

記

1. 保育標準時間が11時間という先進国は世界に例を見ない。日本は極めて突出した超長時間保育国となっていることを真摯に受け止め、3歳～5歳児の保育の完全無償化を進めるのであれば、先ず全ての国民の働き方を最優先で抜本的に見直すべきである。
2. 教育・保育の無償化の先駆的存在である北欧諸国等は、うわべだけの無償化という子育て支援ではない。働き方も重視され、親子が一緒に過ごす時間が社会的に保障されている。こういったライフスタイルや価値観が教育・保育の無償化の下支えとなっている。そしてこのような幼い子どもたちへの向き合い方が、結果として社会全体で人づくりを行う文化を形成している。
3. 超長時間保育の国家の未来には、次代を担う若者達に夢に溢れる家庭像が存在するとは考えにくく、そのために少子化が更に加速する可能性が非常に高い。つまり超長時間保育の無償化は、少子化社会に向かうことを善しとする人づくり改革を推し進める結果を招く。
4. 乳幼児の健やかな成長を心から願い、その実現のために日々創意工夫を凝らして努力している多くの幼稚園、保育所、認定こども園等の現場では、現制度の中で幼い子ども達が過ごすことに疑問や不安を感じている。無償化だけをこのまま推し進めるのではなく、これらの現場の声や子どもの健全な発達・成長の視点に寄り添った制度の見直しが新制度の中間年の急務である。
5. 待機児童は問題ではなく現象である。つまり、この待機児童現象を生んでいる大きな原因の一つである「子育て家庭の働き方」という問題が、未解決のまま放置されているから発生し続けるのである。従って、待機児童の受け皿の量の拡充をどれだけ計っても、根本的な問題解決に着手しない限り待機児童は解消しない。幼い子どもを持つ家庭の働き方の見直しに早急に着手すべきである。

6. 様々な事情から保育料軽減や長時間保育や低年齢保育等を本当に必要とする世帯への支援は更に充実させるべきで、決して一様に否定されるものではない。現状システムが真に保育を必要とする家庭に的確に保育を提供しているか否かを検証することは非常に重要である。
7. 大阪府守口市の例をみても、今回の無償化案は潜在的保育ニーズやそればかりか本来は必要としない保育ニーズまでも掘り起してしまう結果を招き、待機児童は増加の一途をたどることは明らかである。
8. 今回の無償化が間違いなく引き起こすであろう全国的な待機児童の更なる増加は、保育現場を更に圧迫し、結果的に我が国の保育の質が著しく低下することは必至である。
9. 例えば人材確保の問題は保育士のみならず、全国的に幼稚園教諭も同じく極めて深刻な問題である。幼稚園教諭確保の難しさは、園児減少による運営的難しさ以上に各園を圧迫している。今回の無償化によるニーズの拡大に対して、既存・新設を問わず、保育現場が人材を今以上に確保することは非常に困難である。ひいては保育士、幼稚園教諭資格のなし崩しが生じ、保育の質の低下が生まれ、最もこの影響を受けるのは日本の将来を担う子ども達である。
10. 例えば無償化によるニーズの拡大は、保育園や認定こども園等の施設における認可定員の更なる超過を国が容認することとなる。現に既に都市部では2歳児クラスが1クラス40名近い保育所も存在する。面積や配置基準を満たせば問題ないというクラスサイズの現状は、保育の質の低下を如実に物語り、この悪影響を最も受けるのは日本の将来を担う子ども達である。
11. 例えば保育ニーズの拡大により、小規模保育事業所や企業主導型保育事業所や認可外保育所等を更に生み出すことは避けられない。しかしながら例えば屋外施設などを持たないこれらの施設の保育環境自体が、本当に乳幼児が毎日、しかも長時間過ごすにふさわしい環境であるか否かを発達の見地から責任を持って検証すべきである。
12. 上記のような様々な問題の影響を最も受けながら日々過ごすのは、日本の将来を担う子ども達である。本来は子ども達が健やかに育つことができる環境を整えることは、社会全体の努めであり、これは「子ども子育て支援法」第1条、2条、3条に明記されている。子ども達の将来の責任を国家として担うことに真摯に向き合うべきである。
13. 日本には大企業のみならず、多くの中小企業や更に小規模な事業所等が存在する。「子ども子育て支援法」第4条には事業主の責務が明記されている。しかしながら中小企業等の多くは経営規模などの問題から、気持ちはあっても現実的に子育て支援の土俵に上がれないのが現状である。子育て世帯の働き方の改革のためには、中小企業等による子育て支援に焦点化した政策転換が必要である。

- 1 4. 働き方改革に真剣に向き合い、あらゆる立場の保護者が産休、育休制度を取得できるように努めるべきである。そのためにも、中小企業等に対する産休・育休制度の完全実施のための公的支援制度を確立すべきであり、乳児保育の保育所や小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等の施設整備費や運営費ばかりに税金を投入するよりも、支援法に合致した本来の子育て環境整備につながる。
- 1 5. 公的支援により中小企業等が産休・育休制度の整備に努めることができれば、結果としてゼロ歳児保育や 1 歳児保育の需要を減らすことにつながり、結果的に保育士の人材不足や行政コストの削減に大きく寄与できる。また特にゼロ歳児保育は安心・安全面からも現場のリスクを相当伴うことは統計からも明らかであり、本当に必要な家庭に的確に供給するゼロ歳児や 1 歳児保育の実施による保育ニーズ減少は、保育現場にゆとりを生み出すことにつながり、保育の質の向上にも寄与できる。
- 1 6. 産休・育休制度の取得が普及することで、ゼロ歳児、1 歳児の保育ニーズの減少が見込まれるが、同時に 2 歳児の保育の受け皿の拡大が課題となる。これに対して昨年 6 月に発表された「子育て安心プラン」の、幼稚園における 2 歳児の受け入れを、私学助成の私立幼稚園も実施しやすい形に制度設計することで、2 歳児の保育供給量のかなりの拡大が実現できる。
- 1 7. 2 歳児を私学助成の幼稚園でも受け入れることが推進されればその分、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所等は 0～1 歳児保育に特化することも可能となる。地域型保育事業が 0～1 歳児に限定されることは 2 歳児の発達の見地からも望ましいことである。
- 1 8. 2 歳児を幼稚園で受け入れることを普及させるためにも、質の高い乳児保育が幼稚園でも求められ、乳児保育に対する専門性を幼稚園教諭も身に付ける必要がある。そのためにも保育士資格と幼稚園教諭免許を一本化して、資格・免許の種類を問わず 10 年毎の更新制度を導入すべきである。
- 1 9. 待機児童の大半は 0 歳～2 歳児に集中しており、3 歳以上は待機児童が少ない。これは多くの幼稚園が実施している長期休業中も含めた預かり保育が、待機児童解消に確実に貢献しているからに他ならない。今回の無償化の対象から幼稚園における預かり保育が除外されると、結果的に待機児童数が更に膨らむことは避けられない。

幼児教育・保育の無償化に係る国への要望書

5月10日、幼児教育・保育を無償化するための法律が成立しました。全世代型社会保障を目指す今回の政府の御英断は、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み・育てられる環境を整えるものであり、急速な少子化の進行を肌身で感じ、我が国の将来を案じる我々、保育関係者としては、極めて大きな意義のある政策であると、高く評価するところであります。本法律成立までの関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。

加えて、本法案の提出理由に「幼児期の教育及び保育の重要性」が明記されておりますことは、乳幼児期の子どもの育ちを支えてきたと自負する我々にとって、大きな喜びであり、これまでの努力が報われた思いがいたします。幼児教育・保育の無償化に伴っては、保育利用時間の長時間化や保育現場の疲弊、保育士不足の深刻化といった懸念があるのも事実ではありますが、我々は保育を支える者として、引き続き最大限の努力を続ける所存です。

つきましては、幼児教育・保育の無償化と軌を一にして、国として次の施策を強力に推進していただくことにより、今後とも質の高い保育を我が国の子ども達に届けられるよう、そして、令和の日本において子どもの最善の利益を真に優先する社会が実現するよう御支援賜りたく、何とぞ御配慮をお願いいたします。

記

- 1 子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、平成24年8月の参議院附帯決議を踏まえ、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図る為に実施するとされた職員配置基準の改善について、未だ実施されていない「1歳児（6：1⇒5：1）」と「4・5歳児（30：1⇒25：1）」の速やかな実現に向けたお力添えをお願いいたします。
- 2 持続可能な日本社会の構築や働き方改革といった観点から、子どもを産み育てるという尊い営みに子育て世代が力を振り向けられるよう、長時間労働の是正の徹底や短時間勤務制度の改善に向けた、法制度の整備や企業等への補助制度の創設などにより、産業界を含めた社会全体の更なる意識改革の加速化を後押ししていただきますようお願いいたします。

以上

令和元年5月

京都市日本保育協会

会 長 河原 善雄

公益社団法人 京都市保育園連盟

理事長 藤田 尚哉

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会京都府支部

支部長 山手 重信

学校・幼稚園の働き方改革推進宣言

教育委員会・学校園・PTAは、相互に緊密に連携し、
学校・幼稚園の働き方改革に向けた取組をより一層推進してまいります。

京都市では、これまでから、「開かれた学校づくり」の下、保護者・地域の皆様の御支援と、教職員の熱意あふれる取組により、学校・保護者・地域が一丸となって、子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に取り組んでまいりました。

一方、文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査結果では、小学校教員の33%、中学校教員の57%がいわゆる「過労死ライン」である月80時間以上の時間外勤務をしている実態が明らかになる等、全国的に教職員の長時間勤務は大きな問題となっております。

京都市の学校・幼稚園においても、所定の勤務時間（夜間定時制等を除き、8時30分～17時を基準に各校園で設定）を大きく超える時間外勤務や部活動・行事等による土日・休日出勤等、上記の全国調査とほぼ同様の多忙な実態があり、教職員の長時間勤務の解消は喫緊の課題です。

こうした中、京都市教育委員会・市立学校各校園長会・京都市PTA連絡協議会では、「学校・幼稚園の教育活動の一層の充実のため、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことのできる環境をつくっていくことが必要である」との思いを共有し、今後、相互に連携し、様々な角度からの見直し等も行いながら、より一層の働き方改革を推進することと致しました。

京都市では、平成14年度に他都市に先駆けて夏季休業期間中の休暇取得の促進のため「学校閉鎖日」を設定し、さらに、会議や学校行事の精選、ICTによる事務の効率化、独自予算による少人数教育の推進等に取り組んでまいりましたが、今後は、より適正な教職員の勤務時間管理に努めるとともに、教職員一人一人が授業改善や自己研鑽に取り組むことでその専門性を一層高め、質の高い教育を実践できる環境を作るため、各学校・幼稚園の状況を踏まえながら、以下のような取組を進めてまいります。

たとえば・・・

●閉校時刻・電話対応終了時刻の設定

学校・幼稚園の業務や電話対応を終了する時刻を曜日ごとに設定する等の取組

●校務支援員(教員の業務を補助するスタッフ)、部活動指導員の配置(中学校・高等学校)、 小学校の専科教員(スクールサポーター)の増員などの人的措置

●「部活動ガイドライン」に基づく部活動休養日や適切な練習時間の設定

※学習や家庭での生活時間、地域活動等、多様なものに目を向ける時間の確保、スポーツ障害の防止や疲労回復の点からも大切です。

【本市の部活動ガイドライン等で定めている部活動休養日等】

小学校：練習は週3日以内（1日の活動時間は1時間半程度を上限）

中学校：週2日以上部活動休養日(平日1日・土日1日)、練習時間は平日2時間、休業日は3時間程度

高等学校：週1日以上部活動休養日、平日1日の練習時間は2～3時間程度以内

また、京都市PTA連絡協議会は、各学校・幼稚園と連携して、教職員が、一人一人の子どもたちによりしっかりと向き合える教育環境の実現に向け、各学校・幼稚園の取組を支援してまいります。

保護者の皆様におかれましては、学校・幼稚園の働き方改革に向けた取組の推進について、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

京都市教育委員会・京都市PTA連絡協議会・京都市立幼稚園長会・京都市小学校長会
京都市立中学校長会・京都市立総合支援学校長会・京都市立高等学校長会